

【令和3年度 国民健康保険税の計算方法】

種 別	計算の基礎	税 率 など		
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40歳から64歳)
所 得 割	(総所得金額-43万円)×税率	5.6% (改正前:6.5%)	2.1% (改正前:2.5%)	1.6% (改正前2.3%)
均 等 割	加入者1人につき(年額)	26,000円	10,000円	11,000円
平 等 割	1世帯につき(年額)	21,000円 (改正前:18,000円)	7,000円	5,000円
課税限度額	1世帯の最高限度額:990,000円	630,000円	190,000円	170,000円

※国保税額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額

【所得に応じた軽減】

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合は、国保税の均等割と平等割が総所得額等に応じ減額されます。

(世帯内で次の基準に該当する人全員が、住民税の申告をしていないと軽減が受けられません。)

軽減割合	軽減判定基準
7割	世帯主と国保加入者(※1特定同一世帯所属者を含む)の※2総所得金額等が43万円 +10万円×(※3給与所得者等の数-1)以下
5割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が43万円 +(28.5万円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が43万円 +(52万円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療保険に移行した人で国保に加入していた時と同じ世帯に属している人

※2 総所得金額等：65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を控除します。

専従者控除・専従者給与がある場合は、適用せずに算定します。

土地などの譲渡所得などがある場合は、特別控除前の額です。

※3 給与所得者等の数：一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超)を受ける者。